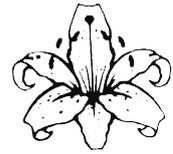


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年4月2日(金曜日) 定期第194号

目次	ページ	
○告示		土地改良事業共同施行の計画変更の審査結果(横須賀三浦地域県政総合センター)
保安林の指定の解除(横浜川崎地区農政事務所)	203	都市計画の図書の写しの縦覧(県土整備・都市計画課)
コイの持ち出しの禁止に係る水域(環境農政・水産課)	203	地籍調査の成果の認証(県土整備・技術管理課)
救急病院等の認定の一部改正(健康医療・医療課)	203	地籍調査に関する令和2年度事業計画の変更(県土整備・技術管理課)
道路の区域変更(2件)(県土整備・道路管理課)	204	開発行為に関する工事の完了(平塚土木事務所)
建築基準法による道路の位置の指定(県土整備・建築指導課)	204	開発行為に関する工事の完了(厚木土木事務所)
神奈川県出納職員公印の新調(会計・指導課)	204	コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限(内水面漁場管理委員会)
青少年保護育成条例による有害興行の指定(福祉子どもみらい・青少年課)	205	○入札公告
○選挙管理委員会告示		特定調達契約に係る一般競争入札の実施(2件)(警察・会計課)
選挙長印の廃止	205	○正誤
○公告		

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第239号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 解除に係る保安林の所在場所
横浜市磯子区東町35の3、35の4、35の15、35の17、40の2
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

神奈川県告示第240号

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限(令和3年神奈川県内水面漁場管理委員会指示第1号)に基づき、水域を次のとおり定め、令和3年5月6日から施行する。

令和3年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 多摩川の本流及び支流の区域
- 鶴見川の本流及び支流の区域
- 相模川の本流及び支流の区域。ただし、次に掲げる基点A B及びC Dの直線から上流の相模川の支流の区域を除く。
点の位置

- 基点A 相模原市緑区青根地先道志ダム天端右岸下流端
- 基点B 相模原市緑区牧野地先道志ダム天端左岸下流端
- 基点C 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端右岸下流端
- 基点D 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端左岸下流端

- 帷子川の本流及び支流の区域
- 大岡川の本流及び支流の区域
- 下山川の本流及び支流の区域
- 滑川の本流及び支流の区域
- 境川の本流及び支流の区域
- 引地川の本流及び支流の区域
- 金目川の本流及び支流の区域
- 葛川の本流及び支流の区域
- 入江川の区域
- 滝の川の区域
- 横浜市保土ヶ谷区狩場町213の横浜市児童遊園地の池の区域
- 横浜市港北区菊名一丁目8の1の菊名池公園の菊名池の区域
- 横浜市青葉区もえぎ野7番地1のもえぎ野公園の池の区域
- 横浜市都筑区中川四丁目19の山崎公園の池の区域
- 横浜市都筑区南山田一丁目5の徳生公園の池の区域
- 17及び18の池を結ぶ横浜市都筑区北山田四丁目27のくさぶえのみちの水路の区域
- 大和市上草柳字篠山1,079番地の引地川公園の泉の森のしらかしの池、湿生植物園の池及びホテルの小川の区域
- 綾瀬市落合南九丁目339の綾南公園の池の区域
- 中郡大磯町国府本郷551番地1の大磯城山公園の不動池の区域

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円

(消費税・地方消費税・送料込み)

本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

神奈川県告示第241号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表鴨居病院の項を削り、同表に次のように加える。

鴨居病院	横浜市緑区鴨居5-27の10	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
------	----------------	---------------------------

同	新	12.0メートルから	173メートル
		25.1メートルまで	
		10.0メートルから	194メートル
		25.1メートルまで	

神奈川県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和3年4月2日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
 県道
- 2 路線名
 秦野清川
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
秦野市寺山字久保開戸680番3から	旧	12.0メートルから	173メートル
		19.4メートルまで	
同 蓑毛字小林17番2まで		10.0メートルから	194メートル
		19.4メートルまで	

神奈川県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県西土木事務所において、令和3年4月2日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
 県道
- 2 路線名
 神縄神山
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長	
足柄上郡松田町神山字和田崎983番5地先から	旧	8.9メートルから	32メートル	
		42.2メートルまで		
同 984番9地先まで		新	12.1メートルから	同
			42.6メートルまで	

神奈川県告示第244号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図面は、神奈川県西土木事務所において縦覧に供する。

令和3年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指 定 年 月 日	指 定 番 号	指 定 し た 道 路 の 位 置	延 長	幅 員
令和3年2月15日	第 R 0 2 指 道 西 土 0 0 0 0 5 号	南足柄市中沼字堂ノ庭60の一部	メートル 20.48	メートル 4.00
令和3年3月2日	第 R 0 2 指 道 西 土 0 0 0 0 4 号	足柄上郡山北町向原字前耕地178の2の一部	12.07 15.13	4.50 5.00

神奈川県告示第245号

次に掲げる公印を新調し、令和3年4月1日からその使用を開始した。

令和3年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(公印名)

(印 影)

神奈川県大和綾瀬地域児童相談所
出納員印



(公印名)

(印 影)

神奈川県国際課現金出納員印



神奈川県告示第246号

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）第9条第1項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として次のとおり指定する。

令和3年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

興行の種類	題 名	製作会社等
映 画	恋愛相談 おクチにできないお年頃	竹 洞 組
	若後家女将 うずく巨乳	小川企画プロ
	淫靡な女たち イキたいとこでイク！	山 内 組
	好淫調教 若妻鬻り	鈴 木 組

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第15号

次に掲げる海区漁業調整委員会委員選挙の選挙長印を令和3年3月31日限り廃止した。

令和3年4月2日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

(公印名)

(印 影)

神奈川県海区選挙長印



公 告

三浦市南下浦町菊名樹園地土地改良事業共同施行から土地改良事業計画（菊名樹園地地区）の変更の認可申請があり、土地改良法第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定により審査し、適当と決定しました。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

令和3年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 縦覧に供する書類の名前
三浦市南下浦町菊名樹園地土地改良事業共同施行の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和3年4月5日から同年5月7日まで
- 縦覧の場所
三浦市役所

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により平塚市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和3年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 都市計画の種類及び名称
平塚都市計画火葬場第1号平塚市聖苑
- 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

国土調査法第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和3年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 調査を行った者の名称
開成町
- 調査を行った時期
平成11年4月28日から平成13年3月30日まで
- 成果の名称
足柄上郡開成町大字延沢地区の一部の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
足柄上郡開成町大字延沢地区の一部
- 認証年月日
令和3年3月26日

国土調査法第6条の3第2項の規定に基づいて定めた令和2年度地籍調査事業計画を変更し、次のとおりとしました。

令和3年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調 査 地 域
同	横浜市金沢区釜利谷西一丁目の一部
同	釜利谷西二丁目の一部
同	釜利谷東二丁目の一部
同	釜利谷東三丁目の一部
同	釜利谷東四丁目の一部
同	釜利谷東六丁目の一部
同	釜利谷東七丁目の一部
同	釜利谷東八丁目の一部
同	戸塚区影取町の一部

横 浜 市	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	小雀町の一部 戸塚町の一部 原宿一丁目の一部 原宿二丁目の一部 原宿三丁目の一部 原宿四丁目の一部 原宿五丁目の一部 東俣野町の一部 深谷町の一部 泉区和泉町の一部 中田町の一部
川 崎 市	同 同	川崎市多摩区西生田一丁目の一部 西生田二丁目の一部 麻生区高石三丁目の一部
相 模 原 市		相模原市緑区太井の一部
横 須 賀 市	同 同 同 同 同 同 同	横須賀市衣笠栄町三丁目の一部 衣笠栄町四丁目的一部分 田浦町六丁目的一部分 田浦港町的一部分 長井一丁目的一部分 長井三丁目的一部分 長井五丁目的一部分 長井六丁目的一部分 船越町一丁目的一部分 港が丘二丁目的一部分
平 塚 市		平塚市真田四丁目的一部分
鎌 倉 市	同 同 同 同 同	鎌倉市大町的一部分 御成町的一部分 腰越的一部分 小町的一部分 津的一部分 津西的一部分 雪ノ下的一部分
藤 沢 市	同 同 同 同	藤沢市鶴沼桜が岡二丁目的一部分 鶴沼藤が谷四丁目的一部分 辻堂太平台二丁目的一部分 藤沢四丁目的一部分 本鶴沼三丁目的一部分
小 田 原 市	同 同 同 同 同 同	小田原市飯泉的一部分 上新田的一部分 鴨宮的一部分 国府津三丁目的一部分 国府津四丁目的一部分 下新田的一部分 中新田的一部分 前川的一部分
茅 ヶ 崎 市	同	茅ヶ崎市常盤町的一部分 中海岸三丁目的一部分
三 浦 市	同 同	三浦市晴海町的一部分 南下浦町上宮田的一部分 向ヶ崎町的一部分
秦 野 市	同	秦野市堀川的一部分 堀西的一部分
厚 木 市	同 同 同 同	厚木市旭町一丁目的一部分 旭町五丁目的一部分 関口的一部分 中町三丁目的一部分 中町四丁目的一部分 水引一丁目的一部分
大 和 市		大和市下鶴間的一部分
伊 勢 原 市		伊勢原市桜台二丁目的一部分
海 老 名 市		海老名市柏ヶ谷的一部分
座 間 市		座間市相模が丘三丁目的一部分

綾 瀬 市		綾瀬市大上五丁目的一部分
大 磯 町		中郡大磯町東町一丁目的一部分
二 宮 町		中郡二宮町山西的一部分
中 井 町	同 同 同 同 同	足柄上郡中井町井ノ口的一部分 遠藤的一部分 北田的一部分 久所的一部分 田中的一部分 藤沢的一部分
松 田 町	同	足柄上郡松田町松田庶子的一部分 松田惣領的一部分
山 北 町		足柄上郡山北町向原的一部分
箱 根 町		足柄下郡箱根町湯本的一部分
真 鶴 町		足柄下郡真鶴町真鶴的一部分
湯 河 原 町	同 同 同 同	足柄下郡湯河原町鍛冶屋的一部分 中央的一部分 土肥的一部分 宮上的一部分 吉浜的一部分
愛 川 町	同 同	愛甲郡愛川町春日台三丁目的一部分 春日台四丁目的一部分 春日台五丁目的一部分

2 調査期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 4 月 2 日

神奈川県平塚土木事務所長 久 保 徹

1

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市東大竹字上谷戸1, 499の1ほか8筆
開発区域の面積	1, 210. 11平方メートル
開発許可を受けた者の住所	平塚市宮の前1の35
開発許可を受けた者の氏名	有限会社小嶋商事 代表取締役 小嶋 清治
開発許可年月日及び許可番号	令和 2 年 11 月 5 日 神奈川県指令平土第610043号

2

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町田端1, 241
開発区域の面積	175. 00平方メートル
開発許可を受けた者の住所	高座郡寒川町一之宮 8 - 3 の 20 403号
開発許可を受けた者の氏名	山内 真由美 山内 教行
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 3 月 2 日 神奈川県指令平土第610056号

3	
開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町小谷 2 -1, 176 の 1 の一部
開発区域の面積	566.72平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市芝久保町 4 -26 の 3
開発許可を受けた者の氏名	株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 2 月 12 日 神奈川県指令平土第610051号

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 4 月 2 日

神奈川県厚木土木事務所長 森 谷 保

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市大谷北 2 -4, 039 の 5 ほか 9 筆の各一部及び 2 -4, 039 の 8 ほか 15 筆
開発区域の面積	999.46平方メートル
開発許可を受けた者の住所	綾瀬市大上 9 -7 の 4
開発許可を受けた者の氏名	株式会社アクティブイイダ 代表取締役 飯田 裕大
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和 2 年 7 月 7 日 神奈川県指令厚土東第610026号 (令和 2 年 11 月 6 日 神奈川県指令厚土東第610049号)

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第 1 項及び第171条第 4 項の規定により、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。

令和 3 年 4 月 2 日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)で、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認めて告示した水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと知事が認める上流域を除く。)においては、神奈川県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面等にコイを放流する場合は、当該コイが次のいずれにも該当することを確認しなければならない。ただし、採捕したコイを同一の水域に放流する場合はこの

限りでない。

(ア) 汚染水域由来でないこと。

(イ) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ウ) コイヘルペスウイルス病に関し、PCR検査又はLA-MP法で陰性が確認されたコイ群に属すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

令和 3 年 5 月 6 日から令和 4 年 5 月 5 日まで

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 3 年 4 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 調達役務

110番支援システム機器の賃貸借及び保守 一式

(2) 借入期間

令和 4 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

(3) 借入場所

神奈川県警察本部地域部通信指令課ほか68か所 入札説明書及び仕様書によります。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「物件の借入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格

認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 3 年 4 月 27 日(火)午後 5 時 15 分

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号 231-8403 横浜市中区海岸通 2-4 神奈川県警察本部 8 階 神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係 吉留 誠 電話 (045) 211-1212 内線 2248

- (2) 入札説明書の交付期間

令和 3 年 4 月 2 日(金)から同月 27 日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を令和 3 年 4 月 27 日(火)午後 5 時 15 分までにかがわ電子入札共同システム又は持参により 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県警察本部 8 階 神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係において、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

- (1) 入札期間

令和 3 年 5 月 28 日(金)午前 8 時 30 分から同年 6 月 1 日(火)午後 5 時 15 分まで

- (2) 開札日時

令和 3 年 6 月 2 日(水)午前 10 時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 3 年 6 月 1 日(火)午後 5 時 15 分までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 契約の締結

契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を変更し、又は解除します。

7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

- (4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第 41 条第 1 項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 非公開にしているドキュメントの開示

申請期限までに保秘に係る誓約書を提出し、非公開にしているドキュメントを閲覧してください。

- (7) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be leased : Lease and maintenance of emergency call support system, 1 set

- (2) Time limit of tender : 5 :15 p.m., June 1, 2021

- (3) Contact point for the notice : Makoto Yoshitome, Finance Division, Kanagawa Prefectural Police Headquarters, Kaigan-dori 2-4, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8403 Japan, Tel (045) 211-1212 ext.2248

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 3 年 4 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

- (1) 調達役務

カーロケータシステム機器の賃貸借及び保守 一式

- (2) 借入期間

令和 4 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

- (3) 借入場所

神奈川県警察本部地域部地域指導課ほか 65 か所 入札説明書及び仕様書によります。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「物件の借入れ」に記載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューの WTO 申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階)へ提出

してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 3 年 4 月 27 日(火)午後 5 時 15 分

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8403 横浜市中区海岸通2-4 神奈川県警察本部 8 階 神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係 吉留 誠 電話 (045) 211-1212 内線2248

(2) 入札説明書の交付期間

令和 3 年 4 月 2 日(金)から同月 27 日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を令和 3 年 4 月 27 日(火)午後 5 時 15 分までにかながわ電子入札共同システム又は持参により 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県警察本部 8 階 神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係において、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

(1) 入札期間

令和 3 年 5 月 28 日(金) 午前 8 時 30 分から同年 6 月 1 日(火) 午後 5 時 15 分まで

(2) 開札日時

令和 3 年 6 月 2 日(水)午前 10 時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 3 年 6 月 1 日(火)午後 5 時 15 分までには到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 契約の締結

契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を変更し、又は解除します。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第 41 条第 1 項の規定に基づいて定めた予

定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 非公開にしているドキュメントの開示

申請期限までに保秘に係る誓約書を提出し、非公開にしているドキュメントを閲覧してください。

(7) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be leased : Lease and maintenance of police vehicle locating system, 1 set

(2) Time limit of tender : 5 : 15 p.m., June 1, 2021

(3) Contact point for the notice : Makoto Yoshitome, Finance Division, Kanagawa Prefectural Police Headquarters, Kaigan-dori 2-4, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8403 Japan, Tel (045) 211-1212 ext.2248

正 誤

平成24年 3 月 30 日号外第 15 号

環境農政・大気水質課

ページ	欄	行 目	誤	正
15	右	上から 10	別表 1	別表第 1

令和 2 年 7 月 3 日号外第 44 号

環境農政・大気水質課

ページ	欄	行 目	誤	正
3	左	上から 24	「土壌」を「前号に掲げる土地以外の土地における土壌」	「土壌の掘削を伴う」を「前号に掲げる土地以外の土地における土壌の掘削を伴う」
	右	上から 35	「(20) の次に「から(24)まで」を加え	「(20)に」を「(20)から(24)までに」に改め